

**区民意見提出手続**  
(パブリックコメント)



(仮称)世田谷区地域行政推進条例(素案)、(仮称)世田谷区地域行政推進計画(素案)特集号

**7/27**

SETAGAYA 区のおしらせ  
令和4年(2022年)7月27日発行 No.1850

**せたがや**

発行/世田谷区 編集/広報広聴課  
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)



**災害情報**

- ▶ 災害・防犯情報メール配信サービス  
<https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/>
- ▶ 公式ツイッター @setagaya\_kiki
- ▶ FM ラジオ 83.4 ぽんぽん  
(エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)

区のホームページ(パソコン・携帯電話共通)  
▶ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>



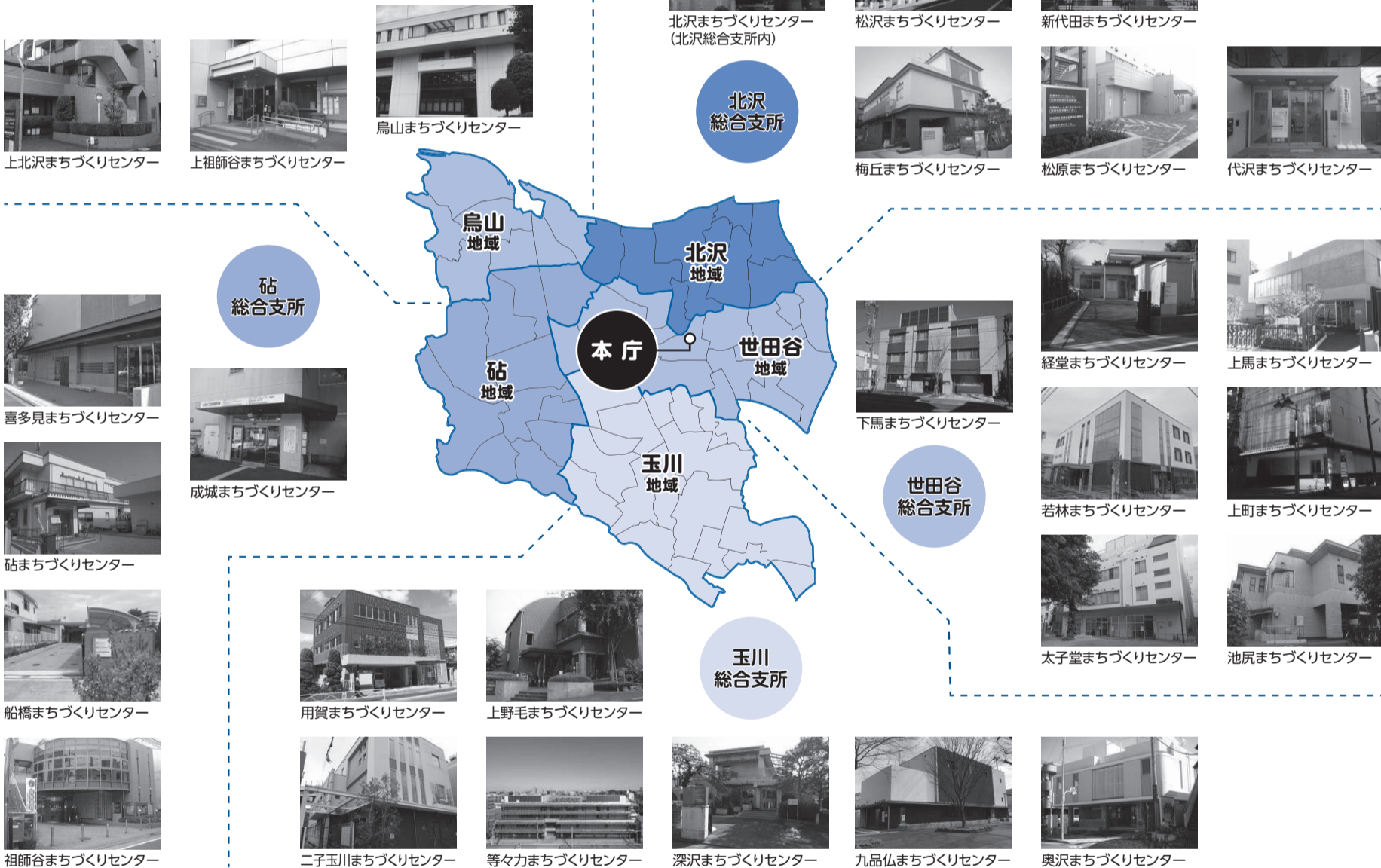
区の手続きや施設・イベント案内は  
**せたがやコール** 午前8時～午後9時(年中無休) ☎5432-3333 FAX5432-3100

# 地域行政制度の改革を図り、 安全安心で暮らしやすい地域社会をめざします

(仮称)世田谷区地域行政推進条例(素案)、(仮称)世田谷区地域行政推進計画(素案)  
にご意見・ご提案をお寄せください。

☎地域行政課 ☎5432-2037 FAX5432-3069

## 地区・地域・全区の 三層構造



## 動画でわかる! 地域行政制度の改革

この条例・計画の説明動画をせたがや動画「世田谷区オフィシャルチャンネル(YouTube)」で配信しています。

**公開期間**

7月27日(水)から  
8月17日(水)まで



動画はこちらから▶

## 地域行政制度の改革を図ります

「地域行政制度」をご存じでしょうか。区役所本庁だけでなく、5つの地域に総合支所があり、身近な生活圏である地区にまちづくりセンターが28か所開設されています。地域の実情や区民の皆さんの声を受け止め、きめ細かな行政サービスやまちづくりを行うため、平成3年(1991年)に導入しました。

私は区長就任の直後に、全地区で車座集会を開催し、区民の皆さんの声に耳を傾けました。その中で、防災と福祉・介護に対する心配の声を多数いただきました。

そこで、地区住民が話し合う防災塾を開始するとともに、まちづくりセンターの建物の中に、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会と一緒に、福祉をはじめ区民の皆さんの様々な相談を受け、対応する「福祉の相談窓口」を開設しました。

昨年、新型コロナワクチン接種の予約の電話が混み合い、つながりにくくなった時期には、主に高齢者の方を対象に、まちづくりセンターで予約のお手伝いをし、約1万5千人の方にご利用いただきました。

30年経過し、住民自治の実をあげてきた地域行政制度を改革し、より良い行政サービスの提供や地区でのまちづくり活動を一層進めることをめざして、条例の検討を進めています。皆さんの声をお聞かせください。



世田谷区長のふと  
保坂展人

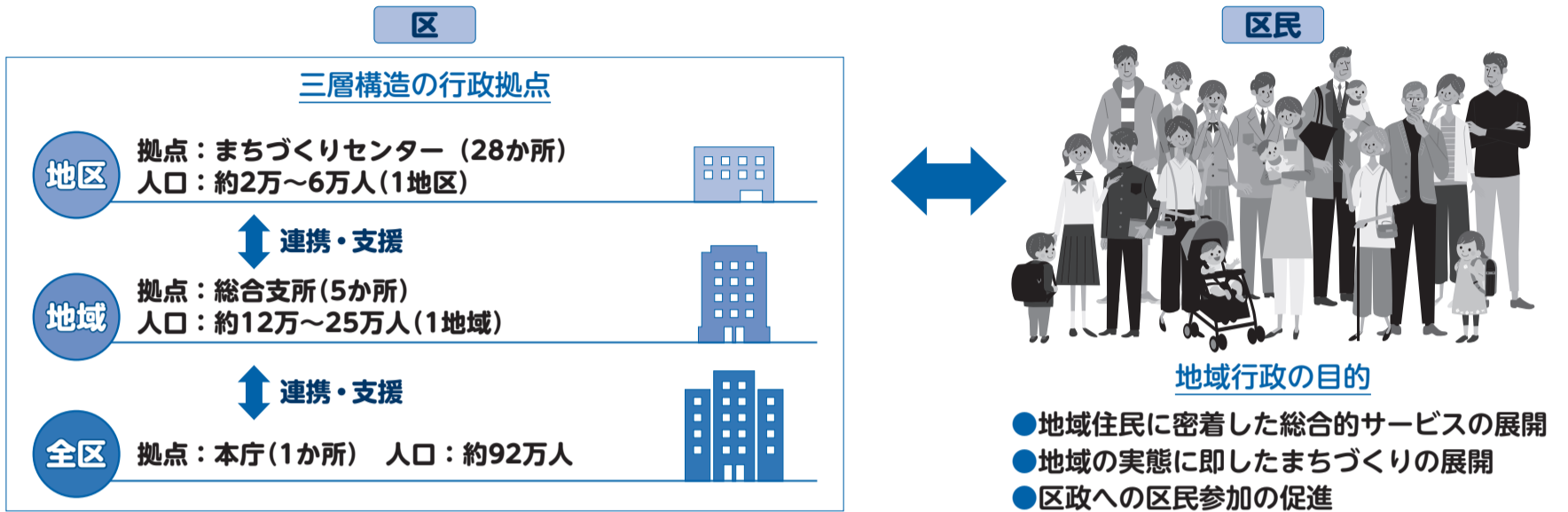
### はじめにお読みください

本紙では、(仮称)世田谷区地域行政推進条例(素案)及び(仮称)世田谷区地域行政推進計画(素案)の概要を説明しています。詳しい内容は、区のホームページや閲覧場所(3面下部参照)をご覧ください。

本紙では用語を次の通り使用しています。  
地区 → まちづくりセンターの管轄区域  
地域 → 総合支所の管轄区域

## 地域行政制度

平成3年に都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため、区内を適正な区域に分けて地域の行政拠点を設置し、総合的な行政サービスやまちづくりを実施する仕組みとして「地域行政制度」を導入しました。現在、本庁・5か所の総合支所・28か所のまちづくりセンターの三層構造の行政拠点により、区民に身近な行政を展開しています。



## 条例の目的と計画の位置づけ

### (仮称)世田谷区地域行政推進条例

区政運営の基盤であり、住民自治の充実に資する地域行政制度の改革について、必要な事項を定めることで、区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区と地域の実態に即した総合的な行政サービス及び参加と協働による地区におけるまちづくりを推進し、安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現すること。

### (仮称)世田谷区地域行政推進計画

(仮称)世田谷区地域行政推進条例に基づく計画として、地域行政の推進に関する施策等を進めるうえでの施策の方向性や具体的な取組みを明らかにするもの。

## 区の責務

### 地域行政制度の改革を図るうえでの区の責務を定めます

区民が必要な行政サービスを利用することができる環境の整備を行います。

区民が区政に関する意見を述べることができる環境の整備を行います。

区民がまちづくりに取り組むための必要な支援を行います。

## 基本方針

### 5つの基本方針に基づき、地域行政制度の改革を図ります

#### 【まちづくりセンター】



多様な相談・手続きに対応する窓口を担うとともに、地区の実態に即した取組みやまちづくりの支援を行います。

#### 【総合支所】



地域の実態を把握し、計画的に地域課題を解決する地域経営を担うとともに、まちづくりセンターの取組みを支援します。

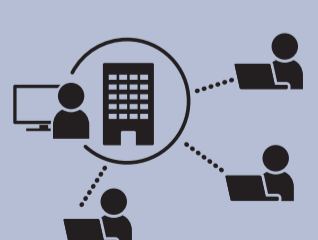
#### 【本庁】



社会状況の変化や地域経営を踏まえた施策を立案・実施するとともに、効率的・効果的な区政運営を行います。



まちづくりセンターや総合支所が集約した区民の意見を区政に反映する仕組みを強化します。



デジタル技術の活用により業務を変革するとともに、デジタル化への対応が困難な方への支援を行います。

# 地域行政制度の改革で変わること

区の責務と基本方針に基づく、主な取組みをご紹介します

## 行政サービスの充実強化

必要な行政サービスを利用することができる環境の整備を行います

### ●身近なところでの相談・手続きの実施

<p><b>現在</b></p> <p>まちづくりセンターで取り扱いが少ない 総合支所・本庁まで行く必要がある (遠い・時間がない)</p>	➔	<p><b>利便性の向上</b></p> <p>まちづくりセンターに映像システムを導入 総合支所・本庁と映像画面を通じた 相談・手続きが可能</p>	
--	---	--	---

### ●その他の取組み

取組みの内容	こう変わる!
●まちづくりセンターにおいて、区民の様々な相談を受けとめ、適切な窓口へつなぐほか、つないだ先と連携した対応を強化します。	●まちづくりセンターが中心となって、様々な困りごとの身近な相談窓口になります。 ●スマートフォンによる行政サービスやオンライン講座など、新たな手法によるサービスを受けることができるようになります。
●まちづくりセンターにおいて、情報通信機器に不慣れな方に向けたスマートフォン講座の開催などの支援を行います。	
●まちづくりセンターのオンライン会議環境を活用し、体操講座などのオンライン配信を行います。	

## 区民参加の促進

区政に関する意見を述べることのできる環境の整備を行います

### ●区民参加による課題解決

<p><b>課題の把握</b></p> <p>区の実情は区民生活に直結するため、 地区・地域の実情を把握することが不可欠</p>	➔	<p><b>課題の解決</b></p> <p>地区・地域の課題を話し合う機会の提供 ↓ 区民参加による課題の明確化 ↓ 区の実情に反映・課題解決</p>	
--	---	--	---

### ●その他の取組み

取組みの内容	こう変わる!
●まちづくりセンターにおいて、TwitterなどのSNSやデジタルサイネージ(電子掲示板)の活用を通じて迅速な情報発信を行います。	●地区の魅力や活動の様子などの身近な情報を様々な方法でタイムリーに得ることができます。 ●より多様な活動団体間の交流が進み、多様な世代の交流や情報交換、若い世代の地域参加によって、活動の拡大が期待されます。
●地区・地域内の多様な団体などが相互の活動を知り、顔の見える関係づくりを促進する機会を増やします。	
●オンラインワークショップなどにより、広く区民同士が意見交換できる機会を設けます。	



### 区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

### ご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見等は、条例及び計画の策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに10月頃に公表する予定です(住所・氏名は公表しません)。

**閲覧場所** 条例(素案)及び計画(素案)の全文は、区のホームページ(次記二次元コード)、地域行政課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

**対象者** 次のいずれかに該当する方  
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体 ③その他本条例(素案)または本計画(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

**提出期限** 8月17日(必着)

**提出方法** ●区のホームページ(次記二次元コード)から  
●①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ③氏名 ④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記したハガキ・書面をファクシミリ、郵送または持参で地域行政課へ  
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。



➔ 区民意見提出手続(パブリックコメント)用ハガキ

「(仮称)世田谷区地域行政推進条例(素案)、(仮称)世田谷区地域行政推進計画(素案)」についてご意見・ご提案をご記入ください。

このハガキは  
使用できません

住所/世田谷区 丁目 番号  
氏名/

切り取り線

# まちづくり活動への支援

まちづくりに取り組むための必要な支援を行います

## ●四者連携による地域包括ケアの地区展開

※地域包括ケアの地区展開とは？

まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会地区事務局の三者が連携し、高齢・障害・子育てなどの相談をお受けする「福祉の相談窓口」と、買い物支援や居場所づくりなど地区の課題解決のための「参加と協働による地域づくり」の取り組みです。

福祉の相談窓口▶



**現在**

三者連携による

- 福祉の相談窓口
- 住民同士が支え合う地域社会づくり



**充実**

児童館を加えた四者連携

これまでの取り組みに加え、子ども食堂などの子どもの居場所づくりや見守りの充実

## ●その他の取り組み

取り組みの内容	こう変わる!
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区の現状やまちづくり活動を知る講座・勉強会を、オンラインを活用しながら開催します。</li> <li>●区から町会・自治会への各種依頼の整理や見直し、SNSの活用などの継続的な活動を支援します。</li> <li>●学校や児童館等の空き時間を有効活用する仕組みを検討し、コミュニティ活動の促進を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町会・自治会をはじめとした地区の活動団体などへのサポートが充実し、まちづくり活動が活性化します。</li> <li>●防災意識の向上や防災活動へ参加する人の増加により、地区における災害への対応力が高まります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所運営組織へのボランティア・NPOなどによる支援を一層強化します。</li> <li>●総合支所・まちづくりセンターの役割を整理・強化し、避難行動要支援者への支援に取り組みます。</li> <li>●地区情報連絡会などの機会を活用し、防災活動への参加者の拡大に取り組みます。</li> <li>●在宅避難の促進に向けた周知・啓発に取り組みます。</li> </ul>	

# 区の体制の強化

地域行政制度の改革に向けて、区の体制を強化します。

### 人員の育成強化

まちづくりセンターの体制強化に向けて、職員のまちづくりに関するスキルの向上を図ります。

### 組織の整備

総合支所やまちづくりセンターに適切に事務配分を行い、事務を効率的に行うことができる組織の整備をします。

### 推進状況の進行管理

- 各取り組みの進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて見直しを図ります。
- 地域行政の推進に関する状況について、区民から意見を聴く機会を設けます。

郵便はがき

1548766 210

料金受取人払郵便  
世田谷局承認  
2210

差出有効期限  
2022年  
8月18日まで  
切手をはらずに  
お出しください

世田谷 世田谷

このハガキは  
使用できません

行政課 行政部 谷4-21-27

行政課 行政部 谷4-21-27

スケジュール (予定)	7月	10月
	素案の公表・意見募集 (8月17日まで)	素案に対する意見の公表 条例の制定・計画の策定

## これまでの取り組みや条例制定に向けた検討状況を本紙地域版 (毎月25日号) に連載しています

区民の皆さんにこれまでの地域行政制度による取り組みや条例の制定に向けた検討状況を知っていただくために、3年4月から本紙地域版 (毎月25日号) で記事を連載しています。これまでの掲載記事は区のホームページからご覧になれます。

本紙地域版 (毎月25日号) で連載中  
第1回からの記事はこちら ▶▶▶

